

新見市適応指導教室

しん せい じゆく

新生塾

要 覧



〒718-0011

新見市新見810番地7

TeL (0867) 72-7744



1 はじめに

「登校したい、登校しなければならない」と思っているけれども登校することができない児童生徒が、本市にも見られます。学校では定期的な教育相談や家庭訪問などを行い、登校することができない児童生徒が、学校に復帰することができるよう努めています。

教育委員会は、教職員を対象とした長期欠席・不登校に関する研修会を実施するとともに、新見市教育相談室を設置し、児童生徒及び保護者、教職員に向けて教育相談を行っています。

また、登校することができない児童生徒の専門的な施設として、新見市適応指導教室「新生塾」（以下「新生塾」という。）を平成5年7月から設置しています。

2 新生塾の目的と活動内容

新生塾は、学校と家庭の中間施設という位置付けから、そのパイプ役となり、子どもの自立及び学校生活への適応を助ける方法について、本人や保護者、学校と一緒に考えます。新生塾の目的と活動内容は、次のとおりです。

- (1) 学校生活、家庭生活又は社会生活において、適応性を高めるための相談を行います。
- (2) 基本的な生活習慣の改善を図るための支援をします。
- (3) 学習の基礎・基本や自ら学ぶ習慣の定着に向けて支援をします。
- (4) 個に応じた体験活動や自主的活動、集団活動を通して、児童生徒の主体性や社会性を培い、自立と学校生活への適応に向けた支援をします。
- (5) 学校や保護者、関係機関とも連携し、児童生徒の新生塾内での学びや生活を充実させ、社会的自立を目指した支援をします。

3 新生塾の位置



○駐車場について

駐車場がありますので、車でのお越しの際には、ご利用ください。



4 新生塾の対象者

市内の小・中学校に在籍し、「登校したい、登校しなければならないと思っても登校できない」児童生徒で、本人または保護者が新生塾への通室を希望し、学校長が必要と認めた場合に対象となります。

5 開室日・開室時間

○開室日：原則として、月曜日～金曜日

※ただし、祝日及び12月29日～1月3日は、休日とします。

○開室時間：原則として、午前9時～午後3時

※通室する児童生徒に合わせて、開室時間を変更する場合があります。

6 教育相談や体験入室から学校復帰までの手続き

1 教育相談や体験入室を希望の方、入室について詳しく知りたい方は、「新生塾」（TEL 72-7744）又は教育委員会（TEL 72-6146）に相談する。



2 正式に入室を希望する場合は、お子さんが通われている学校に相談し、入室申込書（様式1）を学校に提出する。
※入室申込書は、学校からお渡しする。



3 学校は、入室申込書（様式2）・調査票（様式3）を作成し、教育委員会に提出する。入室を許可する場合は、教育委員会より、入室許可書（様式4・5）を学校と保護者に送付する。



新生塾への通室

（学習、体験活動、集団活動、教育相談など）

※新生塾への通室は、原則として保護者が送迎することとする。



4 学校に登校することができるようになり、新生塾を利用しない場合には、学校と新生塾に申し出る。報告を受けた教育委員会は、退室報告書（様式6・7）を、学校と保護者に送付する。



7 教室の施設

適応指導教室「新生塾」内には、個別相談室や集団活動室、パソコンスペース、調理スペースがあります。

屋外には花壇があり、植物を育てることができます。

児童生徒の興味関心に合わせて学習したり、体験活動や集団活動をしたりすることができます。



【集団活動室】

通室している児童生徒が、一緒に体験活動や集団活動、会話を乐みます。



【教育相談室】

教育相談や、体験活動をします。

8 職員及び担当者

指導員2名を配置し、児童生徒への指導や支援を行っています。

また、新生塾以外の連絡・相談窓口を、教育委員会学校教育課指導係が担当しています。

塾長 新見市教育委員会教育長 正村 政則

指導員 常勤指導員 杉 昭良
非常勤指導員 藤本 恵理子

担当者 新見市教育委員会 学校教育課 指導係
Tel(0867)72-6146

